

新道新河岸争論の分析

―布施村、木野崎村と瀬戸村河岸出入に境通六ヶ宿追訴一件を通して―

松丸明弘

はじめに

関宿を起点として東南東に利根川、南南西に江戸川が流れるこの地域一帯は、水運が交通の主要な手段となっていた近世においては、新道新河岸が多数出現した地域である。近世中期の農民的商品流通の展開の中で、銚子方面から川舟で利根川をのぼり、関宿関所を通過して再び江戸川をくだり、江戸へ向かうという運送経路よりも利根川右岸の村で一度陸揚げして、そこから陸路を馬で付け通し、再び江戸川で舟に積み替え、江戸へ向かうという運送経路がとられるようになった。そのため利根川筋あるいは鬼怒川筋から江戸川筋にむかう陸路とそれに付随する河岸が公認・非公認を問わず、多く出現するようになる。そしてそれが近世中期以降のこの地域一帯の物流の特色である。そして新たな新道新河岸が出現することによって、他の流通路との運送品の争奪をめくり、一件争論が頻発する。本稿で主に使用する布施村の河岸で荷宿を経営していた後藤家に伝わる河岸関係文書のほとんどがこの争論関係文書であることも、運送品の争奪をめぐる熾烈な争いがあったことを物語っている。

本稿では、こうした新道新河岸と呼ばれる新しい流通路の出現の具体像を争論関係文書を通じて考察する。具体的にどのような河岸がこの地域に生まれ、それが他のどのような流通経路と摩擦や軋轢が生じたのか。また争論において何が争点となっていたのか。争って勝ち得たものは何か。などについて布施村にある布施河岸から陸路で流山の加村の加村河岸に通じる流通路の成立に関わる争論を通して考えていきたい。

一 布施河岸の公認をめぐる瀬戸村との争論

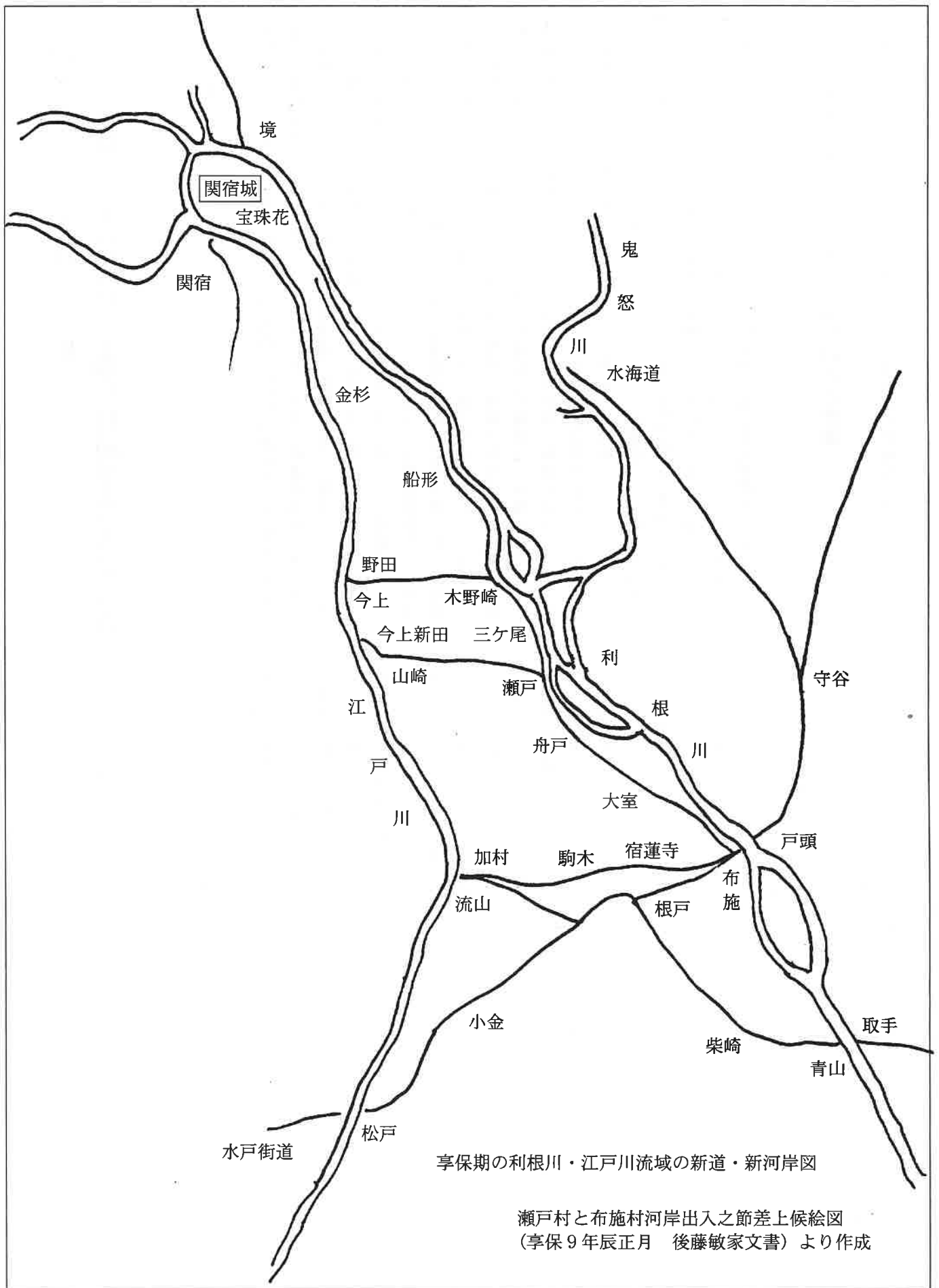
元禄三年（一六九〇）に幕府は津出河岸・津出湊の吟味をおこなっており、

実はここでは、布施河岸は吟味の対象になっていない²⁾。川名登氏によれば、この元禄期に領主的ルートが成立しており、例えば関東水系だけでも八六ヶ所の河岸が記載されてことを指摘されている³⁾。また類似の史料が河岸側からも見つかっており、その代表的な史料として元禄三年（一六九〇）の「国々所々御上米運賃改帳」（伊能康之助家文書）を紹介している⁴⁾。この史料においても布施河岸は記載されていない⁵⁾。元禄三年の時点では布施河岸は、この地域の天領の年貢米である城米の輸送には使用されていなかったものと考えられる⁶⁾。年貢米輸送のための河岸吟味であるということについて、史料には関宿藩領の境河岸を始めとして、多くの藩領、旗本領が支配地域である河岸が掲載されていることが指摘されており、元禄期に河岸として機能していたものはすべて掲載されたものである可能性もある。

また、布施・加村ルート以外の流通ルートが元禄期以前より活動している史実を丹治健蔵氏は、享保期以前の荷物付け越し出入りとして二件紹介されている。一件は天和二年（一六八二）一月に境通の、この場合は先の六ヶ宿に山王河岸を加えた七ヶ宿が木野崎村・今上村を相手に荷物付け越しの訴訟を起こした一件、もう一件は貞享三々四年（一六八六々七）に境通六ヶ宿が大室村を相手に荷物付け越しの訴訟を起こした一件である⁷⁾。この史実から考えると幕府の河岸吟味に掲載された河岸以外の河岸が存在していたとも考えられる。

では、布施河岸が公認された時期はいつだったのか。丹治健蔵氏はこの点に関して享保九年（一七二四）の荷物付越出入りをもって公認されたとしている⁸⁾。享保六年（一七二二）から始まり享保九年（一七二四）に採決が下りた「布施、木野崎両村と瀬戸村河岸出入に境通六ヶ宿追訴一件」のことである。

この一件について、布施村に対する公認の内容を知る上で、また新道新河岸の流通ルートについての実態を知る上でも適当であると考え、史料を通して再度検討を加えたい。まず、布施村は、名主善兵衛が中心となり瀬戸村を相手取



り、享保六年（一七二二）六月二三日には相馬郡の本多領を統括する代官である鈴木勘蔵のもとへ訴え出る。七月には、瀬戸村の領主である稲垣三左衛門に「乍恐以書付御訴訟申上候御事」として、

一 右瀬戸村平内儀、此度新往還道取立申候而、下総八不及申上常陸、下野、奥州筋之往来、江戸入之荷物引請、馬付仕送申候二付、

……（中略）……

一 右之通瀬戸村平内新規二往還道取立、古来之道筋迷惑仕候二付、右新道相止候様二相断候得者、平内申候ハ、近在之荷物付送り候斗二而、別而往還障り二成申候儀無之旨相答申候而、下総、常陸、下野、奥州之荷物引請馬付為仕申候、右近在と申四ヶ国儀道程り三四拾里或ハ五拾里、又者百里余茂可有御座国々より出申候荷物をも近在荷物と偽り、我俣二馬付為仕迷惑二奉存候御事。

と瀬戸村の名主である平内が近在荷物であると偽り、常陸や奥州などからの荷物を引請け、馬で付け送りしているとして訴え出ている。この書付は江戸にある瀬戸村領主の稲垣三左衛門の屋敷に届けられるが、三左衛門は病で臥せているとして、取り上げて貰えず、本多領代官のもとへ訴え出ることとなった。では瀬戸村から揚げられた荷物は、どこに付け送りされていたのか。これは、今上村ではなくそのすぐ南に位置する西深井下谷新田に付け送っていた事が判明し、新田側から「覚」として次の文書を布施村に提出している。

一 此度稲垣三左衛門様御知行所瀬戸村と其村新河岸新道出入二被取結候、依之右瀬戸村新かしより揚候荷物、当村之者共附送候儀ハ勿論、歩行荷物二而茂一切携申間敷由、御役所被仰渡証文差上申候。

この点に関して、西深井新田は、布施村と同じ本多領であり、荷物を付け送るのは瀬戸村の馬であったはずで、西深井新田の村にとっては、この「覚」は痛くも痒くもなかったはずである。また当時代官であった鈴木勘蔵は、瀬戸村の付け送り先が同じ本多領の村であった事に對して、「差上申一札之事」として勝手に荷物を付け送らない旨の一筆を江戸川沿いの本多領の各村々に差し出させている。

二 争論における布施村と瀬戸村の主張

また、瀬戸村の平内があくまで近在の荷物の付け送りであると主張していることで、「近在」という概念が問題になっている。鈴木勘蔵からの問いただしに對して木野崎村と布施村では異なる返答がなされ、布施村では返答に苦慮している。木野崎村の返答内容は「御尋二付口上之覚」の中で「木野崎村より申上候ハ近在と申候筋ハ常陸、水戸、那須領辺近在之由申上候」とかなり広範囲を指定しているのに対して、布施村では「御尋二付申上候事」として以下の返答をしている。

一 在所より近在と申道程り之儀何程之所を近在と申候哉有躰二可申上旨御尋二御座候、拙者共奉存候ハ其所より壱里之場又ハ三四五里之間近在と申候而可然様二奉存候。

一里から三々五里の範囲といえればちょうど利根川と江戸川に挟まれたこの三角地帯を運搬できる範囲でしかない。布施村側の返答は、利根川と江戸川に挟まれたこの三角地帯の外部から流入してくる商荷物を他の流通ルートに奪われまいとする意図が伺われる。木野崎村が「近在」に示す範囲を広範囲に指定してきた理由は、布施村の名主善兵衛が代官鈴木勘蔵に宛てて差し出した「口上之覚」の以下の内容から知ることができる。

……（前略）……然所二木ノ崎二而水戸領、那須領辺荷物を近在と申候而越申候へ共、御一領之儀故奉遠慮不申上候所二、又々瀬戸村二而右之荷物付越申候二付、布施村江懸り申候荷物透と參不申候、依之惑二奉存瀬戸村之儀ハ御訴訟申上候、……（後略）……

木野崎村は実は瀬戸村以前より遠国からの付け通しをおこなっており、布施村はこの行為を知っていたが「御一領」であるということで見逃していたというのである。ところが、瀬戸村も同じ遠国付け通しを始めるようになり、これはもう見過ごせないとしている。

このような状況のなかで埒が明かないまま享保八年（一七二三）一〇月になるとさらに別の新河岸が参入してきたことが判明する。布施村から代官鈴木勘蔵に宛てて出された「乍恐以書付奉願上候事」には、

……（前略）……今以相止不申其上又候川上船形村、三ヶ尾村右両村二而此度新河岸相企諸荷物引請附送り仕候二付、布施村江荷物一切相懸り不申

惣百姓迷惑仕候、……(後略)……¹⁵

と瀬戸村ばかりでなく川上にある船形村と三ヶ尾村も新河岸を企てていると報告している。こうして次々と出現する新河岸・新道に対して、これを阻止すべく享保八年(一七二三)一月に布施村は木野崎村と連名で瀬戸村を奉行所に訴え出る。そして享保九年(一七二四)一月二日に評定所対決の運びとなった。

ここまでの段階で、布施村側の主張は理解できたと考えられるので、瀬戸村から奉行所に宛てて提出された「乍恐以返答書申上候」から瀬戸村側の反論する内容について、これも長文なので論点とされる部分だけを抜き出し検討していきたい。まず、

……(前略)……瀬戸村河岸与申候者、先年御料地之節より当御地頭迄川役之御年貢御物成年々急度上納仕り、其外御公儀様御役人様方御通之節ハ無滞御用相勤来候、其上御年貢米津出仕又ハ近在より出候荷物舟揚付送仕候処、布施村往還馬付之障り罷成候旨偽を申上候、私共之瀬戸村川岸与申候者年久しき河岸二而、御用之義者不及申上近在向寄之商人荷物舟揚并付送り仕、その助力を以村中惣百姓川役御年貢上納仕来候御事、……(後略)……¹⁶

として決して新河岸ではないと主張している。また領主に納めている年貢が河岸運上ではなく川役年貢であるとする部分が問題であるが、この点については、

……(前略)……瀬戸村川下二獵師数多出来候故鮭、鯉杯もとり不申候二付……(中略)……近在之荷物舟揚付送之賃錢二而川役之御年貢上納可仕旨被仰付候¹⁷

として、「近在之荷物舟揚付送之賃錢」で川年貢を上納していると答えている。瀬戸村から江戸川沿いへの流通ルートに関しては、

一布施村、木野崎村之もの共より瀬戸村ニて新道、新川岸相立候与申懸候得共、瀬戸村より三ヶ尾村、山崎村、今上村、右の村々道筋古来より有来、道橋其外少し二ても新法之儀毛頭不在候、勿論私共川岸之義も先年より有来候通新規二取立候二ハ無御座候¹⁸

として瀬戸村よりも三ヶ尾村から山崎村・今上村に続く道も古来からのものであるとし、瀬戸村河岸も新規取り立ての河岸ではないとしている。

次に享保五年(一七二〇)に起こった境通六ヶ宿との争論を取り上げている。

「三ッ堀村新河岸取立二付境通故障一件」のことである。この争論は、三ッ堀村の作兵衛父子が瀬戸村の平内と相談の上で瀬戸村地内に新河岸を立て、鬼怒川下り荷物の付け通しをしていることを境通六ヶ宿が公儀に訴えようとした事件である。境通六ヶ宿とは総国結城郡上山川河岸、同国同郡大木町、同国猿嶋郡諸川町、同国同郡仁連町、同国同郡谷貝町、同国同郡境河岸のことである。鬼怒川からの下り荷は上山川河岸もしくは山王河岸に陸揚げされ、それより大木町・諸川町・仁連町・谷貝町と馬による継ぎ立てにより境河岸に運ばれ、ここより船積みして江戸に送るという流通ルートである。この争論では、評定所に願い出される前に三ッ堀村の作兵衛と瀬戸村の平内が一方的に謝罪するという形で決着がついている。三ッ堀村の作兵衛は、「自今以後衣川より積下ヶ候荷物者不及申何荷物二よらず私村二而船揚馬附會而致間敷候¹⁹」とまた瀬戸村の平内も「此末二於テハ境通之諸荷物毛頭船揚附越急度致間敷候²⁰」と謝罪している。

なおこの一件で当初瀬戸村・三ッ堀村と同様に嫌疑をかけられていた木野崎村は、本件に関係のないことが判明し、「向後弥々如古来近在荷物附送り、奥州筋之荷物之儀者少も附送申間敷候」として、近在荷物の付け送りを境通六ヶ宿に承認させている。瀬戸村は、一方的に謝罪したこの一件の史実をもって新河岸でない主張するのであるが、これには首肯しがたい。しかし、瀬戸村はこの時に遠国付け通しが認められなかったにもかかわらず、それ以後は、布施村が瀬戸村に取って代わり「新法二奥荷物舟揚付送り仕候²¹」と新規に遠国荷物の付け通しをおこなっていると逆に批判している。そして、

……(前略)……就夫近在之荷物迄瀬戸村之河岸を潰し、布施村ニて不殘引請付送り可仕与悪事を巧ミ、木野崎与申合我促成御訴訟申上、布施村ニて出羽、奥羽之商人荷物古来より付送り候与申上候ハ皆偽二御座候²²

と批判している。ここにおいても繰り返し述べられているようにあくまで瀬戸村は、付け送りしている荷物が「近在」の荷物であるとして譲らないのである。この訴訟には、大きく二つの争点がある。村として年貢を完納し公儀御用を貫徹しているという前提で、

①近在の荷物の付け送りは許される範囲であるが、この「近在」の示す範囲をどこまでとするのかという範囲の問題

② いずれが「古来」より付け通しをおこなっていたのかという史実確定の問題
という二点に絞られている。

三 境通六ヶ宿の追訴へ

この争論は評定所の採決により布施村・木野崎村と瀬戸村の間で結論が出されるかに思えた矢先に、今度は享保九年（一七二四）一月に境通六ヶ宿が追訴してきたのである。今までは布施村・木野崎村対瀬戸村であったのが境通六ヶ宿対布施村・木野崎村・瀬戸村と広がったわけである。境通六ヶ宿が奉行所に提出した「乍恐以書付奉願上候御事」には、

筋下野・常陸・下総・右諸荷物関宿御関所を不通候故、御改を不請昼夜我
俣二漕送り仕候間、右之荷物境河岸通り江懸り不申候故、境河岸通宿々之
者共及困窮往還御用相勤可申様無御座難義仕候御事²²
として、瀬戸村、木野崎村、布施村の三ヶ村では、関宿関所を通らず抜け荷同
然の付け送りしていると糾弾している。

そして、境通六ヶ宿側でも享保五年（一七二〇）に起きた「三ッ堀村新河岸
取立二付境通故障一件」のを取り上げている。境通六ヶ宿側は、この一件
があつたにもかかわらず

……（前略）……右布施村・木野崎村之もの共瀬戸村を相手仕及違論、御
公儀様迄罷出候由急二承知仕候間、私共驚入右布施村名主・木野崎村名主・
瀬戸村へ相断、如此先例之義御訴罷出候事²³
と驚き、追訴したとしている。また「三拾八年以前」に大室村が花輪村に新道
を作り、荷の付け通しをしたとして、この一件の時も

……（前略）……大室村之者共へ御しかり之上付越之義急度相止メ可申旨
被仰付、境河岸通之義者前々之通運漕可仕之旨被仰付、其上御証文迄被下
置頂戴仕罷有由候、……（後略）……²⁴
として、大室村の新河岸は取り潰しになつたとしている。

さらに境通六ヶ宿側は布施村に関して次の事実を提示している。

一 布施村之義出羽、奥州筋往還之川岸与申候義偽二御座候、廿式年以前未
ノ年二も江戸松川町次郎兵衛と申すもの、庄内領中嶋村庄左衛門と申者
布施村川端へ新規之町屋を取立申度由二而、境川岸通之もの共へ衣川を
積下ヶ候諸荷物一切舟揚ヶ仕間敷旨之証文差出候上二而右新規町屋之願
御公儀様へ奉願候得共、……（中略）……新規之願相立不申由急度被仰
付候御事²⁵

「廿式年以前未ノ年」とは元禄一六年（一七〇三）であり、この時に江戸と
庄内領商人が布施村に新規の町家を設置しようとしたとしている。これも境通
六ヶ宿と競合する鬼怒川下り荷物と考えらるが、これも公儀より却下されたと
するものである。

北原糸子氏は享保期から寛政期にかけての布施河岸の他村との出入りが明確
に二つの期間に区分されるとしている。²⁶ 第一の時期は享保五〜一八年（一七二
〇〜三三）までで、それは新河岸設立をめぐる隣接諸村が対立抗争する時期と
して捉えている。第二の時期は、それ以後の元文〜寛政期までで、これは江戸
町人、他領商人が台頭して来る所に特色があるとされている。この時期区分から
言えば、元禄期にすでに新しい流通路の有効性に着目し、これを開拓しようと
する商人の存在が伺える。

この境通六ヶ宿のこの追訴に対して布施村側が反論している。「乍恐以書付御
訴訟申上」として、まず関宿の関所を通さず荷の付け通しをしているとした点
に対しては、

……（前略）……布施村より付越し加村、流山より舟積二而江戸入津荷物
之分ハ中川御関所二而御改被遊候、然上八乍恐抜ヶ荷二ハ不奉存候、……
（後略）……²⁷

として、中川の関所で改められているので問題はないとしている。「江戸入津」
の荷物は、行徳から西に繋がる水路で中川に入り江戸日本橋方面へ向かう。江
戸に入るためにはこの中川にある関所を通過しなければならぬというわけだ
ある。また、布施村が新河岸であるという境通六ヶ宿側の意見に対しては、

……（前略）……布施村之義往還馬次之川岸二而御座候処、新河岸之旨申
上候段理不尽千万二奉存候、其上衣川より積下ヶ候荷物布施村二て近年付
送り候旨六ヶ宿之もの申上候、布施村之義境六ヶ村同前二而往還二御座候、

……(中略)……布施村之義も往還馬次二御座候上八、縦有来不申候共懸
ケ来候ハ、付送り可申筋与存候……(後略)……²⁸

として、布施村も境通六ヶ宿と同じく「往還馬継ぎの場所」であるとしている。
布施村は、前述したように元和二年(一六一六)に幕府から指定された七里ヶ
渡しの渡船場があり、対岸の戸頭村から守谷・水海道・下妻・下館と北へ通じ
る通称「笠間通り」と呼ばれる脇往還の継立村であった。脇往還とは、脇街道
または脇道などと呼び、道中奉行支配の五街道とその付属街道以外の街道のこ
とである。この脇往還の宿駅でも、人馬を用意して、公用の貨客は無賃または
御定賃銭、それ以外は相対賃銭で継ぎ送り、旅宿で公定の宿賃をとったことな
ど五街道と変わりはない。²⁹この布施村の訴文を読むかぎりでは布施・加村ルー
トも笠間通りと呼ばれる脇往還と一貫して繋がっているルートであるように解
釈できる節があるが、水戸街道を小金宿を過ぎ、柏村、呼塚村と過ぎて、次の
根戸村の所で北側に直角に繋がる方角で脇往還はできており、従って布施村か
ら南に向けて水戸街道と繋がる道が脇往還の本筋であり、布施村から西へ向か
う布施・加村ルートは脇往還の延長線上にはないのである。確かに双方ともに
「往還馬継ぎの場所」ではあるが、境通六ヶ宿の方は自らの脇往還によって荷
物を付け送りしているのに対して、布施村では脇往還を使わずに鬼怒川から利
根川に入ってくる商荷物を直接荷揚げしてこれを布施・加村ルートを利用して
江戸川方面に付け送りしているのである。この点で商荷物の輸送ルートとして、
境通六ヶ宿と布施村とは、「往還馬継ぎの場所」としての役割がまったく異な
るものである。この答弁は、布施村にとつては極めて苦しいものであったと言
わざるを得ない。

四 評定所の判断

こうして複雑な様相を呈したこの争論も享保九年(一七二四)四月に裁決が
下りた。裁決の内容がどのようなものであったのか。「差上申一札之事」から、
これも長文であるが、重要な部分を抜き出して紹介したい。

まず瀬戸村と木野崎村については、

……(前略)……瀬戸村河岸之儀布施、木野崎より新河岸新道と申立候得

共、右道筋御吟味二成候処新道二而無之、前々より有来り候作場道二無粉、
河岸之儀も拾四五年以来近在荷物八河岸場いたし附候書物も有之上者、新
道新河岸与申段難立候、雖然瀬戸并木野崎とも二去ル子年出羽、奥羽より
出候荷物河岸揚致候事二付、関宿領六ヶ宿与及出入、其節木野崎、瀬戸両
村共二右国々より出候荷物八河岸場不仕管二証文入置候上者、自今木野崎、
瀬戸村両村八右証文之趣可相心得候、……(後略)……³⁰

また布施村に対しては、

……(前略)……布施八古来より荷物揚下シ仕候帳面書付有之、其上松戸、
小金筋より笠間道者馬継もいたし来候所二候得者、旁以只今迄之通二可相
心得候、……(後略)……³¹

として、何のお咎めもなく、今まで通り遠国荷の付通しが認められている。

また、三ヶ尾村に対しては、

……(前略)……三ヶ尾村七郎兵衛義八新河岸取立新規二馬継も致候段無
粉条、右河岸揚附送共二可相止之……(後略)……³²

として、河岸業務を一切認めないとする厳しい裁定がなされている。

そして最後に境通六ヶ宿が、関宿の関所で改めを受けずに江戸に荷を送って
いるという申し立てに対しては、

……(前略)……惣而関宿川筋江懸り不申候共、中川御関所二而御定法之
通急度御改メ有之二付、抜通り候筋曾而無之申処難相立候³³

と布施河岸側の言い分を認めた形の裁定がなされている。

以上、享保六年(一七二二)に始まり、三年以上に及び複雑な様相を呈した
この争論は、享保九年(一七二四)に評定所の判決によって幕を閉じた。この
争論に関わった村や宿だけでも一〇以上にのぼり、この享保期においていかに
商荷物の付け送りをめぐる熾烈な争いが繰り広げられていたのが想像できる。

五 「近在」をめぐる判断

しかし、この裁決を検討してみると、前述した二つの争点がともに解決し、布施河岸は真に公認されたものと考えてよいのだろうか。この裁決文を読む限りでは、前述した二つの争点の①である「近在」をどう捉えるかという点に關しての判断がなされてはいなかったと考えられる。この「近在」についての判断がなされて、布施村と瀬戸村と間で自他ともに認められるような共通認識がなされるのは、享保一八年（一七三三）に起こった「瀬戸村裁許違背出入一件」であろう。布施河岸に關する公認をめぐる問題に最終的に終止符が打たれたこの一件について、これも史料を通じてその概要を確認していきたい。

この一件も布施村が布施村側の代官である長甚内に訴え、瀬戸村側の領主である稲垣清右衛門にも訴え出たのち、埒開かずとしたのか奉行所に訴え出て、これも享保九年（一七二四）の時と同様に評定所対決の運びとなった。

まず瀬戸村が享保一八年（一七三三）五月に評定所に提出した返答書である「乍恐以返答書申上候」からその内容を見ていきたい。瀬戸村側は、

……（前略）……去ル辰年御裁許被為仰付候通り出羽、奥州より出候諸荷物之儀、瀬戸村河岸二毛頭河岸場仕候儀曾而不仕候、関宿六ヶ宿江相障り不申候隣国近在荷物斗河岸場仕附送り申候処、右布施村より出羽、奥州之諸荷物不殘瀬戸村河岸江引請船揚仕附送り、御裁許相背申候由申上、何共不得意と迷惑仕候

として、「出羽、奥州之諸荷物」は河岸には荷揚げせず、「隣国近在」の諸荷物ばかりを付け送っていると答え、布施村の今回の訴訟行為ははなはだ迷惑であるとし、あくまで、

……（前略）……依之二御裁許御証文之通急度相守、隣国近在之諸荷物斗船揚附送り仕候

と主張している。この主張は裏を返せば「出羽、奥州之諸荷物」でなければ、すべてこれを「近在之諸荷物」として付け送ることができるということであろう。

これに対して布施村は、享保一八年（一七三三）五月に奉行所に提出した「乍恐以書付を追御訴訟申上候」でつぎのように訴えている。まず、

……（前略）……瀬戸村之者共、出羽、奥州斗を相除キ其外常陸、下野辺荷物を辰年御裁許之節、附送候様二被為仰渡候趣以之外成儀申上候、辰年

御裁許書二境通六ヶ宿之者共委細申上候通り御書記被遊被下置候通、奥州并下野、常陸、下総右国々より鬼怒川を積下ヶ候諸荷物一切請不申答之証文仕、境通江入置候二付、右証文之通相心得、近在之荷物斗積送り可申旨瀬戸村江被仰付候御事

として、瀬戸村側の主張は偽りであり、「辰年御裁許」つまり享保九年（一七二四）の争論の裁決で決まったことは「奥州并下野、常陸、下総右国々より鬼怒川を積下ヶ候諸荷物」は一切積み下げないという事ではなかったのかとしてい

る。そして、「近在」の範囲についてはこのように述べている。
近在与申候道法者五三里之間ヲ近在と申候様二乍恐奉存候、然所道法七八里之所八不及申上二、凡式拾里又者三拾里余茂御座候近国、遠方之所迄を近在と申紛候

として、「近在」というのは、二里〜五里の範囲を指すものであり、瀬戸村は、「近在」と称して七里〜八里の範囲どころか二〇里〜三〇里の範囲の諸荷物を付け送っていると指摘している。

この一件は、享保一八年（一七三三）六月に布施村側の勝訴の形で「近在」をどう捉えるかについて、次のような判断がなされている。「奉請取候御差紙之事」には、

……（前略）……先裁許二近在荷物附送り候様二有之所、近国荷物ヲ近在同前二附送り候段先裁許を相背き候、近在と有之者道法四五里之間附送り可申筋之処、不届キ之旨以之外御しかり有之、近在と申儀者道法四五里之間を可附送旨被聞奉承知候由、瀬戸村名主、組頭、百姓代へ急度被仰渡堅奉畏候由得心之上、印形差上書仕候……（後略）……

として、「近在」とは、四里〜五里の範囲をする旨を申し渡されている。

この享保一八年（一七三三）の裁決により、享保九年（一七二四）の裁決において曖昧になっていた「近在」についての判断がなされ、両村を含めて中利根川一帯で布施一加村・流山ルートが遠国付け送りの権利を公認されたと言えよう。実際にその後、すぐに瀬戸村はこの裁許を無視する形で常陸国水戸領の煙草荷物を付け送り、これが布施村に発覚した一件が起こるが、この時には、「相渡シ申証文之事」として、

……（前略）……此度ハ御慈悲を以只今迄付送り候儀者御免被遊候旨、近

在と申儀八道法四五里之間と被為仰聞奉承知候段、私共得心之上口書証文差上ケ候、然所二此度水戸領荷物付送り候儀八御評定所二罷出候ても一言之申開き無之奉誤り候より外無御座候……(後略)……³⁹⁾と、平謝りに謝るといふ形に終始せざるを得なくなつたわけである。

おわりに

実際に布施河岸で起こつた新道・新河岸争論を年代別に区分してみると表1のようになる。

一八世紀の前半に一二件もの争論が発生しており、元禄・明和期ということ
で捉えれば一六件にもなる。

西 暦	発生件数
1700年 以前	0
1701年～1750年	12
1751年～1800年	8
1800年～1850年	6
1851年 以降	1
計	27

表1 年代別争論発生件数一覧
『柏市史資料編6』より作成

また、時代が経るに従つて争論件数が減っている。寛政二二年(一八〇〇)以降は六件となり、嘉永四年(一八五二)以降となると一件となる。

この関宿を頂点として利根川と江戸川に挟まれた地域では、近世中期には、駄賃馬稼ぎという農民の商品流通の発達にともない、舟運と陸運が連携した形での輸送システム⁴⁰⁾ができておき、布

施・加村ルートはその嚆矢であつたと考えられる。そして境通り六ヶ宿のような旧来の特権的・幕藩体制的な宿駅輸送システムと対立し、これらを凌駕していつたものと考えられる。しかし、新しく台頭してくる新道新河岸に常に競争を挑まれ続けてきたというのが実態である。布施村より北に位置する瀬戸村などでも陸路の距離が、布施・加村より短いということから新道新河岸の設立がおこるのは自然なことである。それに対して布施村は公認という「お墨付き」を通して、その権益の維持に努めようとするわけである。従来、このルートは享保九年(一七二四)をもつて公認とするのが通説であるようであるが、享保

九年の裁決では、「近在」に対する判断が曖昧であり、近隣諸村である瀬戸村や木野崎村などに共通認識を持たせる意味での「近在」の判断が再び評定所の裁決を経て下されるのは、享保一八年(一七三三)であつた。実際にはこの裁決が下された後も争論は絶えず起こっている。しかし、それらの行為は違法行為としての認識のもとに行っているという点でそれ以前の付け送り行為とは、異質のものであると考えられる。こうして布施河岸の権利は争論を経て確立し、遠国付け送りの河岸であるという立場が周辺部の農村に浸透していき、それが争論件数の減少になつて現れたものと考えられる。

また、この時期以降の新道新河岸の設立への策動の主体が瀬戸村などの村々から領主層や江戸・他領商人へと変化しているのもこうした「公認」による制限が影響していると考えられる。その意味で、前述した北原氏による時期区分について、享保一八年(一七二六)を境に、第一期は中利根川流域の近隣諸村との争い、第二期は江戸町人や他領商人の台頭に特色があると指摘されている⁴¹⁾が、これも布施村・加村ルートの「公認」により、他村に新道・新河岸設立への締めつけが厳しくなつたため、策動主体が江戸商人や生産地商人、あるいは領主層を巻き込んだ広範なものにならざるを得なかつたものと解釈することもできる。最後に河岸というものは、漁港のように地理・地形上の好条件を有する場所に建設されるのではなく、運送主体である村にとって都合のよい場所に、語弊があるが簡単に設営できるものではなかつたのか。そうしたことも新道新河岸の設立に大きな影響を与えていたと考えられる。

註

- (1) 後藤敏家文書『柏市史資料編六』(柏市教育委員会 一九七一年)、以降『柏市史資料編六』と記載する。
- (2) 「諸船回漕令状」(『徳川禁令考』)
- (3) 川名登『近世日本水運史の研究』(雄山閣 一九八四年) 一六九～一七八頁
- (4) 川名登、前掲書、一八六～二〇〇頁
- (5) 元禄期の河岸吟味では、関宿を中心として、利根川筋では、境河岸、長谷河岸、取手河岸、小堀河岸、布川河岸が、江戸川筋では西宝珠河岸、金杉河岸、流山河岸が、鬼怒川筋では、新宿河岸、水海道河岸、中妻河岸が記載されている。

(6) 布施村は慶長年間に旗本内藤四郎左衛門領に、万治年間に旗本天谷左衛門領に、元禄一四年(一七一〇)に本多伯耆守正永の所領になつてゐる。その後、本多伯耆守政矩の時に駿河田中城(静岡県藤枝市)に移つたが、そのまま本多氏領として明治を迎へてゐる。(『柏市史 近世編』一三九頁参照)

(7) 丹治健蔵『関東河川水運史の研究』(法政大学出版局 一九八四年)五八〇頁

(8) 丹治健蔵、前掲書、六七〇七〇頁

(9) 『柏市史資料編六』八六頁

(10) 『柏市史資料編六』八八頁

(11) 『柏市史資料編六』八八〇八八九頁

(12) 『柏市史資料編六』九〇頁

(13) 『柏市史資料編六』九〇頁

(14) 『柏市史資料編六』九一頁

(15) 『柏市史資料編六』九二頁

(16) 『柏市史資料編六』九五頁

(17) 『柏市史資料編六』九五〇九六頁

(18) 『柏市史資料編六』九六頁

(19) 『柏市史資料編六』七九頁

(20) 『柏市史資料編六』八〇頁

(21) 『柏市史資料編六』九六頁

(22) 『柏市史資料編六』九八頁

(23) 『柏市史資料編六』九八頁

(24) 『柏市史資料編六』九八頁

(25) 『柏市史資料編六』九九頁

(26) 北原糸子「河岸機構と村落機構―利根川の一陸付河岸を中心として―」(『茨城県史研究』二〇号 一九七一年)所収

(27) 『柏市史資料編六』一〇〇頁

(28) 『柏市史資料編六』一〇一頁

(29) 体系日本史叢書二四『交通史』(山川出版社 一九七〇年)一〇六〇一一頁、児玉幸多編『日本交通史』(吉川弘文館 一九九二年)

(30) 『柏市史資料編六』一〇二頁

(31) 『柏市史資料編六』一〇二頁

(32) 『柏市史資料編六』一〇二〇三頁

(33) 『柏市史資料編六』一〇三頁

(34) 『柏市史資料編六』一二二頁

(35) 『柏市史資料編六』一二三頁

(36) 『柏市史資料編六』一二四頁

(37) 『柏市史資料編六』一二四頁

(38) 『柏市史資料編六』一二五〇二六頁

(39) 『柏市史資料編六』一三一頁

(40) 松丸明弘「利根川・江戸川流域における近世交通史の諸問題―利根川・江戸川の狭地域における輸送機構を中心に―」(『千葉県立関宿城博物館研究報告第四号』二〇〇〇年)

(41) 北原氏、前掲論文、二一〇二二頁

(客員 研究員)